

## 第19回議会のあり方等検討特別委員会議事概要

日時：平成21年12月25日（金）

午前10時から

場所：第1委員会室

【竹井委員長】 おはようございます。年末の慌ただしい大変お忙しいときに、第19回のあり方検討委員会の御出席、大変御苦労さまです。前回ときょうの議論でほぼ大きな山場を乗り越える、そんなような状況になってきました。また、皆様に別紙の議論をいただきたいと思います。

きょうから小坂委員が新たに御参加をされまして、議長の時もずっと聞いていただいておりますので、またあと残りわずかなタイミングでの御出席でございます。またよろしくをお願いをしたいと思います。

それでは、座ってやらさせていただきます。

それでは、事項書に基づきまして、第19回の委員会を開催させていただきます。

伊藤委員、少しおくれるということでございますので、ちょっと先に始めさせていただきます。

1番目、第18回の特別委員会の議事概要及び決定事項の確認について、事務局より報告をいたさせます。

西川事務局長。

【西川事務局長】 それでは、お手元に配付してございます第18回議会のあり方等検討特別委員会における決定事項という検討資料をごらんいただきたいと存じます。

去る11月20日に開催されました第18回議会のあり方等検討特別委員会における決定事項について説明させていただきます。

まず、10月29日に開催されました第17回特別委員会の議事概要の確認でございます。議事概要につきまして、いずれの委員さんからも意見等ございませんでしたので、議事概要につきましては原案のとおり確定いたしております。

次に、第18回特別委員会の決定事項といたしまして、前回の特別委員会で議会事務局

が口頭にて提案説明いたしました議会基本条例原案第10条第4項に規定しております意見交換会及び議会報告会につきまして、私どもが説明した内容を文書化し、整理して、次回の特別委員会に提出して検討するというところでございます。

2点目といたしましては、同じく議会基本条例原案の第10条について、条文を整理の上、次回の特別委員会に提出し、検討するというところでございます。

最後の3点目といたしましては、次回の特別委員会の開催日程及びテーマについて決定されております。

以上が前回の議会のあり方等検討特別委員会における決定事項でございます。

以上でございます。

【竹井委員長】 ただいま事務局長より第18回の特別委員会の議事概要及び決定事項の確認についてを報告いただきました。ただいまの報告のあった中身で、追加しての補足説明もございますので、まず、決定事項についての御確認をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 それでは、決定事項に基づいて、前回の18回で事務局が提案した内容についての説明と、前回、第19回の委員会に提出をする内容について事務局より報告をいただきます。

局長。

【西川事務局長】 それでは、お手元に配付してございます公聴広報機能の充実における意見交換会及び議会報告会の場についてという提出資料をごらんいただきたいと存じます。

【竹井委員長】 暫時休憩します。

( 休 憩 )

【竹井委員長】 ただいまより再開をさせていただきます。

先ほどの公聴広報機能の充実における内容について、事務局より提案をいただきます。

西川局長。

【西川事務局長】 どうも失礼しました。

それでは、説明させていただきます。

提出資料は、前回11月20日に開催されました第18回特別委員会におきまして、私が口頭で提案説明いたしました議会基本条例原案の第10条第4項に規定しております意

見交換会及び議会報告会について、説明内容を文書化、整理いたしましたものでございます。

意見交換会、議会報告会の場をもっと柔軟に設定できるようにしたほうがよいという意見を踏まえまして、私どもの提案は、実績と経験を積み上げ、段階的に体制、対象者、テーマなどについて充実拡大していこうというツーステップ論といいますか、そういった段階的なやり方を御提案させていただいたものでございます。

まず、この比較表の16ページと17ページをごらんいただきたいと存じます。

原案の第10条第4項の条文につきましては、こちらのほうの資料も見ていただきたいと存じますが、①と②、2つの方法が考えられますが、事務局としては②の案がよいというふうに考えております。したがって、資料の議会基本条例各市比較表につきましては、②案を記載いたしております。

それでは、①案につきまして説明を申し上げますと、意見交換会及び議会報告会が例示であるということにより明確に示したものでございます。②案につきましては、場の設置を規定し、細部については別に定めるというような方法をとっております。

②案のほうがよいと考えましたのは、①案では、例示であるとはいってしまっても、意見交換会及び議会報告会という名称がございますので、やはり類似の場を設定する必要があるということがございます。一方、②案につきましては、①案よりも柔軟性があります。さらに、細部について規定を設けるとということが明確でございますので、市民の方にもわかりやすいという点においてすぐれているということで、②案がよいというふうに考えました。

次に、具体的な実施方法でございますが、まず、目的は、民を把握することによりまして、政策形成、さらには政策提言、政策決定に役立てることでございます。

2点目といたしましては、最終的に栗山町や伊賀市で実施されているような地域単位で意見交換会または議会報告会を開催することを目指しますが、段階的に進めていこうという方法でスタートするというところでございます。

当面の具体的な方法といたしましては、常任委員会を単位といたしまして班編成をして対応するというところでございます。また、対象者を市民全般としないで、常任委員会の所管事務に関連のある各種団体の役員さん等をお願いして、また、テーマにつきましても事前に決めておくなど、十分な準備のもとに実施してはどうかということでございます。

次に、実施後の対応といたしましては、出されました意見あるいは要望等を各委員会で取りまとめていただき、政策提言として市長に提出いたします。また、政策提言に対する

回答を市長に求め、参加された各団体に報告するように努力するという、このような流れになっております。

以上が意見交換会及び議会報告会の場についての資料説明でございます。

なお、参考といたしまして、別紙に、参考資料①には栗山町、②につきましては伊賀市の議会報告会開催要領、あるいは要綱を提出しておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

一度、栗山町の要領をちょっと見ていただきたいと存じます。

栗山町の報告会におきましては、まず、趣旨のところには、各議員につきまして、議会決定事項のみを発言し、議員個人の見解を述べることを禁止しているという条項がございます。ここにはちょっと留意をいただきたいと思います。また、内容につきましても、実施時期、回数、内容、役割分担、班編成、開催方法、あるいはその次第まで細部にわたって規定しております。これは、伊賀市の要領についても似たような同様の規定がございます。

私どもとしては、ここまで詳細に規定する必要があるのかということを感じますが、前回の委員会では、もっと柔軟な運営ができるようにという意見が大勢を占めたわけですが、この考え方とは相入れないような規定がたくさん盛られているというふうに考えております。

前回の特別委員会の意見を踏まえますと、当市におきましては、対象者あるいはテーマについても十分勘案しまして、また、対象団体の意見も踏まえて、多くの部分については事前打ち合わせで決められるような内容としてはどうかというふうに考えます。

また、参考資料でございます、先ほどの③でございます。鈴鹿市の関係でございますが、③の資料につきましては、委員会が所管する事務の調査研究を行いまして、その調査結果を政策提案として市長に提出しております鈴鹿市の例でございます。参考資料として提出させていただきましたので、参考にしていただきたいと存じます。

次に、広報公聴に関する資料でございますが、まず、資料、広報公聴等に関する調査ナンバー1について御説明を申し上げます。資料をごらんいただきたいと存じます。

この資料につきましては、前回の特別委員会でも提出させていただいたんですが、提出資料がわかりにくい、マル・バツなどのわかりやすい表記で表現できないかとの意見をいただきましたことから、前回の提出資料の表記を簡単なものに改めさせていただきまして、再提出させていただいたものでございます。説明の内容については省略させていただきました

いと存じます。

それから、もう一つの資料でございます。広報公聴に関する調査ナンバー 2 でございます。ナンバー 2 の資料をごらんいただきたいと存じます。

この資料につきましては、前回の特別委員会で意見をいただきました。臨時会の放映、中継の状況及び議会だよりの掲載状況について、県下 13 都市に対しまして電話等で尋ねたものを別紙ナンバー 2 のようにまとめさせていただいたものでございます。まず、ケーブルテレビ及びインターネットによる臨時会の放映及び中継についてでございますが、欄に斜線が引いてありますのは、ケーブルテレビあるいはインターネットでの議会放映・中継そのものを実施していない都市でございます。臨時会につきましても、放映あるいは中継を行っている都市としては少数というふうになっております。

次に、議会だよりについてでございますが、議会だよりを発行していない都市といたしましては、桑名市、尾鷲市、熊野市の 3 市となっております。また、議案質疑について掲載していない都市といたしましては、四日市市、鈴鹿市、伊賀市、いなべ市、名張市、志摩市の 6 市となっております。また、掲載スペースといたしましては、会派代表質問及び会派質疑について、1.5 ページから 1 ページを割いている都市もございますが、多くの市につきましては、1 ページ当たり 2 名から 4 名の発言内容が記載されております。当市におきましても、12 月定例会から質疑、質問とも 1 ページに 2 名分の掲載スペースとすることが先般の編集委員会で決定されておりますので、県下におきましても、当市の議会だよりの掲載内容といたしましては上位に入るのではないかというふうに考えております。

なお、別紙に、いなべ市、鈴鹿市、四日市市の各市議会だよりのコピーを参考までに添付させていただきましたので、当市のものと比較いただきたいと存じます。

以上で説明を終わらせていただきます。

**【竹井委員長】** ただいま前回の第 10 条 4 項の取り扱いについて、前回も御議論をいただきました。その際、事務局より口頭で考え方についての提案をさせていただきました。今回、その場面で文書を渡しておりませんでした。各御議論の中で少し、今、事務局から提案があったような内容で変更をかけたらどうだろうかというふうな議論もございました。それも含めて、今回改めて事務局からの口頭提案のものと、それから、第 10 条に関する原案といえますか、そういうことについての提案をいたさせました。

この前、理事懇談会でもいろいろ議論を重ねさせていただきましたが、一応、ツーステップ論ということに関してはその方向性でというふうな内容でございましたが、改めて今

回、ツーステップ論みたいな形でいいのかどうか、それから、原案につきましても、今、事務局から提案をしておりますが、1の1というある程度やることを明示したものがいいのか、2のほうには、逆に具体的な明示はせず、別の要領等でその内容については定めていくというふうな内容でいくのか、その辺についての皆さんのほうの御意見なり御議論をちょうだいいたしたいというふうに考えております。

それから、2の5項でいう別に定めるといものが何かないのかというところで、一番先進的なところであります栗山町と伊賀市のものがございましたので、それについて一緒に資料についてはつけておきました。

ただ、事務局から御説明がありましたように、少しきっちりでき過ぎているかなというふうな評価もありますが、これを受けて、もし1の2のほうで進めるということになりましたら、改めて事務局のほうで、亀山がやる場合はどんなふうな要領であるのかというのは作成をさせようとは考えておりますが、まだ皆さんのほうの御議論が正式に決まっていなものですから、事務局案については今回は少し提出は控えさせていただきました。

以上のようなことでございますので、まず最初に、今、説明がありました内容について、御質問なりお考えがあれば改めて確認をさせていただきたいと思っておりますので、また御発言のある方はお願いをいたしたいと思っております。

資料の中で何か不明な点等ございましたら、それでも結構でございますので。

とりあえずは、前回もありましたツーステップ論でいいのかどうかという考え方。それと、あと、条例の内容をこういうふうに明確にうたうのかどうか。意見交換会、議会報告会というふうにきっちりうたい込むのか、もう一案のように、意見を交換する場を設置すると。要するに、場の設置ということで少し幅を広げるというんですか、そういう考え方。その内容はどうなのと聞かれたときに、それだけではまずいので、5を追加して、別途それは定めようかと、こういうものですよというふうな、これもある意味ツーステップ論の中の考え方というのをしたんですけど、そういうふうなものにしてあります。ですから、皆さんのほうからは、明確に入れたほうがいいのか、場を設けるということでとりあえずやっておいて、その詳細について改めて別のもので定めると。これも1項追加しておりますので、そういう考え方。その辺の意見だけ聞かせていただかないと4条のほうが決まりませんので、どなたでも結構でございます。ちょっと御発言をお願いしたいなど。

伊藤委員。

【伊藤委員】 済みません、ちょっとおくれまして、申しわけありません。

先ほどのツーステップにするか、ワンステップにするかとかいうような話がありましたけれども、個人的には、この意見交換会とか議会報告会とかいう具体的なことを明記することによって、具体的にこの意見交換会とか議会報告会というような形というのが見えてきて、継続は力なりという言葉があるように、是非は別にして、こういうことを続けることもやっぱり議会改革という部分ではやりやすい部分は非常にあるとは思いますが。

ただ、私は、個人的にはこのツーステップのほうがどっちかという賛成でして、やはり具体的なそういうふうな議会報告会、意見交換会というものに限定しない場というのを設置できるものとするというような逃げもあるわけですが、それを設置するというふうに、そういうふうな前向きな姿勢を見せているというのは、やっぱりこれはこれで非常に大きいことだと私は思っておりますので、私は、②のようにツーステップでまずできる場を設置するものと。どういう形がええかというのは、やっぱりこれは一概には言えないわけですので、本当にまずそういう場をとにかくするんやという、この意思表示をした上で、第5項としてこういうふうな形でその項は別途定めるというふうな、少なくとも4項ですというふうに意思表示をしていることは、非常に私は大きいことだと思いますので、逆に意見交換会とか議会報告会というふうに、もちろんこういうふうな形にはなってくるとは思うんですけども、余り限定しないほうがかえって、やっぱり何かをやるのが、アクションを起こすことが大事だと思いますもので、この辺は柔軟にしておいてほうがええと思います。これは私の意見です。

**【竹井委員長】** 鈴鹿の例も一応つけておきましたので、鈴鹿市さんはそういう格好で今既に動かれているという、これも前回、ちょっとお話しさせていただいて、ちょっと前回、資料が間に合わなかったんですが、1つ、ツーステップ論の参考にはさせていただいておりますけれども。

ほかに御意見があればちょうだいしたいと思います。

森委員。

**【森委員】** 私も今、伊藤委員が言われたように、ツーステップというのが非常に、これから自分たちも前向きにやっていくにしても段階を踏んでやっていくということで、かちっと決めてしまうよりも、きちっとこういう段階を踏んで自分たちも向上していくところからツーステップというところが私もいいんじゃないかなと思います。

**【竹井委員長】** ありがとうございます。

服部副委員長。

【服部副委員長】 私もそれでいいと思うんですけど、他市の議会報告会の例を聞いてみると、前も言いましたけれども、御用聞きみたいな、本当にそれこそ市への要望を聞かされて帰ってくるということに多分最初はなるんだろうと。それを最初からやると、どうもそんなのやっても意味ないやないかというような議論になっていってしまって、これ自体をもうやめようやないかみたいなことにもなりかねやんで、むしろ、身のありそうな、身のとれそうな形からまず入って行って、それでもって、最終的に、ここに書いてあるように、地域単位でやるようなことを目指していくという方向性のほうが私はこの条例が生きるんやないかなと。いきなり議会報告会をぽんとやってしくじってしまうというのか、出た議員さんの評価としては、あんなもの御用聞きだけでやっても意味ないでということだめになってしまうよりは、やっぱりこういうステップを踏んでいたほうが、せつかくつくる条例で効果のあるものにするという意味ではいいんじゃないかなというふうに私も思います。

以上です。

【竹井委員長】 宮村委員。

【宮村委員】 私も一応賛成なんですけど、端的に言うと、市民から思われておる、言われておるから設置するというのではとんでもない話であって、議会みずからが市民に対する情報公開と、そういう軸足で行くならば、ここには記載はできませんけれども、やはり一連の場数を踏む中において、御用聞きであっては全くだめであって、逆に言えることは、市民も我々のこの条例を設置することによって、レベルアップといえれば失礼ですけど、いい意味の前向きな参加も望むところでありますので、本会議でも傍聴でもしかり、いつでも傍聴ができるように、常任委員会でもそうですからね。だから、この二段構えでいいんじゃないかなと、そんな考えです。

以上です。

【竹井委員長】 鈴木委員。

【鈴木委員】 前回のときも発言しましたけれども、段階的に進めていくこと、それから、今、形としてある常任委員会をうまく活用すること、それから、テーマを決めると、御用聞きにならないと、この部分についてはこの形がいいと思いますけれども、一番肝心なことは、最終的に政策提案や政策決定に資することを目的にする。ここに鈴鹿の市議会の例が資料としてありますけれども、そういう常任委員会単位で報告会あるいは意見交換会をやった後、この後にも話題になりますけれども、それを受けて議員同士がどんな形で

議員間討論をしながら政策を提言していくか、ここの過程が非常に大切。その部分をまた皆さんでしっかりと議論をするという形が必要じゃないかなと、そんな思いがしました。

【竹井委員長】 全体的には前回もその方向みたいなところで動いておりましたので、ツーステップという形で雰囲気的には多くの意見をいただいております。ただ、ツーステップになった場合の鈴鹿の参考資料を見ると、委員会の機能としては、事前にテーマアップして、それによって視察に行くとか、ちょっとやり方も随分大きく、委員会の運営も変わっていきそうな、そんなところもございます。それはちょっとここでは議論できないので、またそういう方向が出れば議長のほうにもお願いせないかなかなとは考えますけど、体制的には今のところ、前回少しやったツーステップがいいんじゃないかなというふうな御意見が多いんですが、1のほうがいいと言われる方がいらっしゃれば、ちょっと御意見を聞いておきたいんですが。

特にツーステップ論で、方法はまた別途協議はしなきゃいけませんけど、とりあえずは一気に地域に出向いて懇談会まで行くのではなく、まず、我々の身の高さに合ったところからスタートして、実力をつけた上でそこからゆっくり地域のほうにも出向いたらどうだというふうな考え方がツーステップ論の根底にあるんですけれども、ちょっと時間も大分経過をして、いろいろ意見をいただきましたので、特に御意見がなければ、事務局が提案した中でのツーステップ論ということで条文については整理をさせていただきたいというふうに考えます。当然、できる場というところには、1という意見交換会や議会報告会も含めての場ということでございますので、別にこれをなくしたということではないということだけは確認をお願いしたいというふうに思います。

それから、5項に新たに追記をいたしますので、また1月に向けて、栗山町、伊賀市のこういう要領を受けて、どんなイメージになるのか、これも原案的なものを事務局には作成をさせようというふうに考えておりますので、また1月に皆さんのほうにも御提示をしたい。細かくはならないと思いますが、どんなイメージになるのかということも御提示させていただきたいと考えております。

それでは、前回からの議題となっておりました公聴広報の第10条第4項の原案の内容につきましても、4と5に分け、なおかつ「具体的な場」というものを削除して、「場」ということで表記をします。ただし、その「場」については、5項において別に定める中できっちりどうたい込むというふうな条文に変えさせていただくことで進めさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【竹井委員長】** それでは、第10条4項につきましては、4と5に分けて記載をするということで確認をさせていただきます。

それから、追加をされておりましたケーブル、インターネットの内容については、ここに記載されているとおりでございますが、これはちょっとあり方でこうしてくれ、ああしてくれとはできません。またこれは、議長もきょうお見えでございますので、また議長のほうで臨時会の扱いについてはまた取り計らいをお願いいたしたいというふうに思います。

それから、前回も確認をされておりました議会だより、一番ページ数も多いということで、比較的三重県内では上位に入るような内容だと思いますが、今回さらに新たな議会だよりのほうで、いなべ市型、1ページに2人分載せるということで、さらに紙面を多く割くというふうに今検討していただいていると聞いておりますので、これはまた12月号から新たな対応ということで、他市よりはまたもうちょっと進んできたのではないかなと。これはまた議会だよりの、きょう委員長も御出席でございますが、またそちらのほうで改めて御議論をお願いいたしたいというふうに思います。

それでは、事項書の2の1につきましては終わらせていただきます。

次に、事項書の2、各条文の検討につきまして事務局より説明をいたさせます。

局長。

**【西川事務局長】** それでは、お手元に配付してございます議会基本条例各市比較表ナンバー6をごらんいただきたいと存じます。まず、これの10ページをお開きいただきたいと存じます。10ページ、第4条でございます。議会運営の原則についてでございます。これにつきましては、かなり原案と訂正案とは異なりますので、少し説明をさせていただきますと、第4条、議会運営の原則の訂正案につきましては、主な訂正事項といたしましては、まず1点目でございますが、左側の青い部分が原案でございまして、右側の白いほうが訂正案でございます。

まず、1点目としましては、次のページの12ページに5条があるわけですが、5条に議会の責務が記述されておるんですが、この5条を第4条に統合しております。訂正案では、5条を4条のほうへ持ってきております。

それから、第2点目といたしましては、原案の第4条第3項に参考人制度及び公聴会制度の活用についての記述が入っております。これと同じ記述が第9条、ページは16ページでございますが、第9条に市民の議会への参画というところがございまして、ここにも

全く同じ記述がございます。これらを整理いたしまして、第4条の第3項を削除いたしまして、第9条の規定を残しておると、そのように訂正案はなっております。

それから、第3点目でございますが、訂正案につきましては、第1項から第3項までを追加いたしております。

第1項につきましては、先ほど説明しましたように、原案の第5条を持ってきたものでございます。

訂正案の第2項でございますが、これは、第2項、「議会は市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、市長その他の執行機関の市政運営状況を監視すること」というふうになっておりますが、これは原案の第12条、20ページをごらんいただきたいと存じますが、20ページは、議会と市長の関係ということで、ここにも似た規定があるわけですが、この原案第12条の議会と市長の関係の規定がございます。これに対応して新たに置く規定でございます。

そして、訂正案の第3項でございますが、「市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること」という条項につきましては、新たに追加する規定でございます。

この3つが大きな変更点でございます。

その他の訂正事項といたしましては、原案の第4条第2項をごらんいただきたいと存じます。

2、「会議及び委員会においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うように努めなければならない」というふうに書いてありますが、「会議及び委員会」とありますが、この「会議」というのを「本会議及び委員会」に改めております。この訂正につきましては、ほかの条文との用語の統一を図ったものでございます。

次に、原案の第4条第5項の議員間の自由討議というのが書かれてございますが、この「議員相互間の自由討議」とありますところを「議員相互間の討議」と、「自由」という言葉を削除いたしております。これは原案第15条、23ページでございますが、23ページに、政策等に関する議員間討議というのが規定されておるところでございますが、この規定との整合を図ったものでございます。

以上が第4条でございます。

次に、第5条、12ページをごらんいただきたいと存じます。

これにつきましては、第5条、議会の責務につきましては、先ほど説明させていただい

たとおり、訂正案では第4条に記載いたしまして、第5条は削除いたしております。

次に、第6条、議員の役割、責務、権限等についてをごらんいただきたいと存じます。  
この第6条につきましては、訂正事項はございません。

次に、14ページをごらんいただきたいと存じます。

第7条、会派についてでございますが、第7条の会派については、既に原案として確定いたしております。

次に、第8条、議員の研究と研修についてでございます。第8条の議員の調査研究と研修については、原案には、「広く各分野の専門家、市民等との議員研修会を年1回以上開催する」とありますが、訂正案では、「広く各分野から専門知識を取り入れるよう努める」というふうにいたしております。原案の規定につきましては、栗山町、小松島市、伊賀市が同市の規定を置いておるところでございますが、第10条で、議員と市民との意見交換の場が設置されておりますこと、また、市民との合同研修会や実施回数まで規定することになりますと、その具体的な実施方法をどうするかなどといった課題も生じることから、研修会及び実施回数など、具体的な手法については記述を削除いたしております。

次に、第9条、16ページをお開きいただきたいと存じます。

第9条の市民の議会への参画につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、第4条の3項を削除し、この9条に規定を残したところでございます。ただし、原案の「市民の専門的又は政策的見識等を」というふうに記載されておるんですが、これを訂正案では、「市民の」という表現を削除しております。これはなぜかと申しますと、参考人及び公聴会出席者が市民に限るといような読み取りも可能でございますので、いっそのこと削除したほうがいいのではないかとこのように考えております。

次に、第16条、16ページでございます。

これは先ほど御説明させていただきましたように、原案第4項の意見交換会や議会報告会につきましては、訂正案では、「具体的に規定せずに場を設置し、具体的な内容については別に定める」というふうにいたしております。

また、原案の第2項を見ていただきたいと存じます。

原案の2項では、本会議、委員会及び協議会を公開対象としておりますが、訂正案におきましては、現在の状況を踏まえまして、公開対象から協議会を削除したものとなっております。

次に、第15条、関連がありますのでちょっと飛ばしていただきますが、第15条でございます。23ページをごらんいただきたいと存じます。

政策に関する議員間討議についてでございます。第15条におきましては、原案では、「第5章 議員間討議、政策に関する議員間討議」とありますのを、訂正案では、タイトルといたしまして、「第5章 自由討議議の保障」というふうにいたしております。これは、伊賀市、栗山町、それから流山市、小松島市など、多くの市で自由討議の保障あるいは自由討議の拡大などとしておりますように、章の名称、あるいは条のタイトルにつきまして、議員間討議についてより積極的な意味合いを持たせるように改めたところでございます。

また、原案におきましては、「議員相互間の討議に努めるものとする」というふうになっておりますが、訂正案では、「議員相互間の自由討議に努めるものとする」と「自由討議」に改めております。これにつきましては、訂正案の第4条第7項、先ほど申し上げましたが、議員相互間の討議を中心に運営しなければならないというふうに規定しておりますので、これに対応したものでございます。

以上、関連する部分でございますが、訂正案の説明について、一応ここで説明を終わらせていただきます。

【竹井委員長】 ただいま事務局から第2章の議会の運営及び議員活動の原則という部分、それから自由討議、古いほうでは議員間討議となっておりますが、その部分。2章、3章、5章、目次でいう2、3、5について、関連するところを全部整理して、もとの案自体がいろんなところを寄せ集めてとりあえずたたき台でつくってありましたので、きょうの会議に向けて少し交通整理をして、内容の精査、それから文字の定義もありますので、少しその整理、それから、それぞれに絡むところの、くっつけたり外したりしながらちょっと整理をさせていただきました。すべてが関連があるということで一気に説明をいたしましたので、少しわかりづらい点多かったかと思いますが、まず1点ずつ進めさせていただきます。

まず、第4条でございますが、これについては、第5条と4条を合体させて新たに4条としたこと。それから、古いほうの4条の3については、同じものがまた後ろのほうで出てきますので、その部分について2つダブるということで、ダブるものについては別のところに持っていったということ。それから、自由討議という言葉があったものを、これを新たに自由討議という章を起こした関係で、ここにおいては、討議という言葉で整理をし

たということ。それから、会議という言葉についてはすべて本会議というところで整理すると。それから、2にも監視という部分がございます。市政運営の監視というところもまた新たに議会と市長の関係で出てくるんですけど、議会の運営上の原則としてはここにも入れておこうということで、その辺をそれぞれくっつけたり離したりしたものがこれでございます、一応これをたたき台として今回提案をさせていただいたということでございます。

考え方については、議会運営上の原則でございますので、大分整理がついたというふうには考えております。最初の案ですと、情報公開と傍聴ぐらいしか書いていなかったのも、大分議会運営の原則みたいなものをここに入れましたので、少しわかりやすくなったのではないかなというふうに今回提案をさせていただきます。

そういうところが先ほどの事務局の提案の内容でございますので、一度一読いただきまして、不明な点、また考え方等、確認していただきたい点がありましたら、御発言をお願いしたいというふうに思います。

【竹井委員長】 小坂委員。

【小坂委員】 第10条の公聴広報機能の充実の2項で、「議会は、本会議及び委員会を、原則として広く市民に公開するものとする」ということなんですけど、協議会は省いたということなんですけど、全員協議会をどうするかということで市民から、あれも県議会は公表せえと、こうなっておる。うちの場合は、全員協議会は一応申し合わせということで、本来の全員協議会をとっておらんわけですけど、法律上は、全員協議会については公開傍聴するというのが原則になっていると、協議会というのはここで削除してええのか、あくまでも全員協議会は公表しない方向で行くのか、その辺をちょっと聞きたいんですが。

【竹井委員長】 この前の議論では、今はまだ確定していないので、一たん外しておこうかと。ですから、入れようということであれば入れさせていただく。ただ、各常任委員会の協議会、ここがちょっとまだあいまいなところがあるものですから、このところをちょっと議運のほうで整理してもらわないかかなという議論にはなりました。全協のほうはもう既にやるということになっておりますもんで、これは議長さんのほうにお願いして、どんな方法をとるのか。条例制定までにまだ時間がありますので、もしそういう御意見が多ければ、原案には一たん入れておいて、また議長さんとの調整をさせてもらおうかなということは考えております。入れるのが正しいと思いますけど。

小坂委員。

【小坂委員】 全員協議会そのものの中身を、まずそこから行かんと。形だけとってもあかんと思うんやけど、全員協議会の中身そのものが連絡調整だけであって、本来の全員協議会になっておらんで、やっぱり全員協議会そのものの中身の調整からでもいいと思うけど、ここで文章を省いていいのか悪いのかについてはまた御議論いただきたいなと。

【竹井委員長】 池田委員。

【池田委員】 大変に議論のあるところだと思うんですが、やっぱり現時点で私たち委員会として今できる具体的な部分を文章化していく場合には、この協議会を除いていいんじゃないのかなと。あと、議運だとか、いろんな形の中で決定していただいたらどうなのかなと、私はそう思っていますけど。

【竹井委員長】 小坂委員。

【小坂委員】 市民から全員協議会を傍聴させよと、させるべきやという声があるというのを聞いておるので申し上げるだけのことであって、やれというふうではなしに、市民からそういう声があるということだけをどうこの文章の中に織り込むということだけ私は申し上げておるだけです。

【竹井委員長】 宮村委員。今の御意見でどうぞ。

【宮村委員】 全く小坂委員と同感で、先ほども私、ある部分では市民レベルもと言いましたけど、まさにこの全員協議会、協議会という表現からいくと常任委員会の協議会というのがあるんですが、この全員協議会そのものというのは物すごく重きがありますもんで、だから、市民レベルの表現を変えるなら、やっぱり中身の内容も。ここで議論はちょっと別なのかもわからんけど、これは委員の皆さん、常に思っておられると思うんですが、発言の内容からすべてこれはレベルアップ、レベルアップと私がそんな失礼なことは言えませんけれども、常識のある中身のあるというのか、やっぱりそれらしき充実した全協でない。場合によっては、議長も見えますけど、議長経験者の方も2人、3人お見えですけども、やっぱり臨時会にかわるぐらいの全協的なものとか、いろんな議論がありますもんで、ここはひとつ、委員長、大変でしょうけど、ちょっと整理、最後の仕上げまではちょっと。私は公聴はオーケーなんですね、全協については。そんな意味でよろしく願いしたいと思います。

【竹井委員長】 議長さんがきょう出席もしていただいておりますので。要は、小坂委員もおっしゃるように、自治法上では公開しなさいというふうなことも言われております。ただ、その運営方法とかが少しまだ煮詰まっていないと。ですから、一たんここは原案

で外しておいて、どうせ提案するのは来年になりますので、それまでに議長さんのほうで方向性が定まれば入れさせてもらうというふうなことでちょっと整理をさせてほしい。

水野議長。

【水野議長】　きのうも事務局長と話しておったんですけれども、全協というものと、それから、一方では、議員間討議という2つの方法がありますね。議員間討議というのはどこでやるのかなと、全員で。常任委員会でもやれんことはないんですが、そういった場合に、今の全員協議会というのは報告ですよ。市長に対して報告されたことについてわからんことだけ聞けというのが、そこまでとまっちゃうんですね。提案されるものについてそんな細かいことは論議できないと思うんだけど、そういうテーマについて議員だけで討議する場があっていいんじゃないかなと僕は思っています。

鈴鹿市のように懇談会という名前、議員懇談会という名前で討議をされておるというようなことですので、大きな事件については、賛否は別として、中身についてやっぱり論議をするという場が必要だと思う。そういう意味では、今、御意見がありましたように、全員協議会そのものが何をするのかと。代表者会議はある程度項目がありまして、例えば人事とか予算とか、これを論議する。全協は何もないんですわ、今。文書として何もないので、そこら辺をどうするか。

それと、もう一つは、公開問題ですけれども、確かに法律で全員協議会とか、あるいは代表者会議というものが出てきました。会議規則ですかね、そういう規則にはめていくと、原則公開になってくるという会議規則との関係もございまして、その辺は後になりますけれども、とにかく今としては、今、御意見がありましたように、全協というのはどういう位置づけをするのか、論議はどこまでやるのかというものをすっきりしないと、ただ報告だけの場になっちゃうというような感じがしますので、その辺は検討してもらおうと思っていますけど、どこでやるか。この場でそこまでいけるのかどうかは別として、何らかの格好でそれは定義づけをしていかないかなというふうには思っています。

以上です。

【竹井委員長】　流れ的には、多分、小坂委員が言われたのが正しい流れで、そっちも現状に合わせてカットはさせていただきます。ただ、条例の提案まではまだ時間もありますので、一応原案は外しておきますけれども、議長さんのほうでうまく整理がついて、協議会についても会議規則との関係も整理がつくということであれば、その段階で追記することで、皆さんのほうの確認だけいただいておりますら、自由にこれは、まだ完成

したものじゃありませんので、いつでも変えられますので。協議会の扱いについては、とりあえず一たん留保して、議会のほうの動きに合わせてながら、固まれば入れるということで、本来は入れるほうが正しいわけですけども、実情との調整がこの委員会ではできませんので、実情に合わせた提案を今しております。また提案までに間に合えば入れるということで、委員長としては確認をさせていただきたいですが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】　じゃ、10条の2については、協議会の扱いについてはペンディングで事務局のほうに留保いたさせます。

11時になりましたので、ここで10分休憩をさせていただきます。

( 休 憩 )

【竹井委員長】　それでは、休憩前に引き続き再開をさせていただきます。

今、ちょうど10条の議論をしていただきましたので、先にこっちのほうを片づけたいと思います。特段ここで追記をされましたのは、4、5は先ほどオーケーをいただきましたところで、2の公開の中に協議会の議論をいただきました。これであとは特に主な案件はないと思いますが、10条については、この原案で確認をさせていただきたいというふうに思います。

それで一たん戻りまして、4条のほうで特に整理をいたしました部分、追記をした部分、大分文章的にも長くなっておりますけれども、内容としてはこういう全体的な中身でやらせていただきたいと思いますと考えておりますが、一度確認をしていただきまして、御意見がございましたら。不明な点等ございましたら、御発言をお願いいたしたいというふうに思います。

小坂委員。

【小坂委員】　今、局長から聞いたんですけど、原文からこの新しい変わった部分についてもう少しわかりやすく、どういう理由でと今言われたやつ、これに書いてもらって、この下はもう要らんです。この参考資料、毎回毎回、こんな大きな、ようけ用紙を使ってもらわなくてもええで、この場に及んでは、原案文に対して今の段階の最終を、どこが変わったと。それは4条か5条を消して持ってきたとか書いて、もう文章整理して進めてもらわんと。この下は、毎回もらっておるけど、もう比較検討も十分して、整合上もできたら、それで今度、書類をつくってもらったほうがよくわかるかなと。

【竹井委員長】　本当は出さないつもりでおって、変化点だけと思ったんですけど、つくってくれたということだったので。できれば、今、御意見をいただきました、1個だけ

持っておいてもらって、あとは、今回、目次もちょっとつけさせましたけど、大分仕上げに来ているので。今、小坂委員から御発言があった内容はまた整理させますので、一応流れだけ今回確認をしていただくということで、もう一遍どこどこをくっつけ、これはあっち行ったというのを交通整理したものをもう一度次回というか、それまでにお手元に配付をさせますので。ちょっと理事懇と委員会の間が狭いものですから、なかなかうまく動いていませんが。

そうしたら、今の発言の内容について、どこの条とどこの条をくっつけた、これはあっち行ったというものを簡単に整理をして比較ができるように、新旧対照表みたいな形で少し整理をして、皆様のほうのお手元には次回までにお届けをさせます。それで、今回については内容だけとりあえず確認をしていただくということで、私のほうからもう一遍。4条については、5条、それから9条へうつり、15条との関係みたいなところで少し整理をしたと。それから、5条については、当然これは4条に行きましたのでなくなった。6条は後で議論をいただきますが、特に6条についてはこの原案で行くと。

それから、8条につきましては、これは文言の整理でございますので、比較だけやっていただくということですので。先に4条をちょっと飛ばしまして、5条はもう削除になりましたので。

局長。

【西川事務局長】 4条を見ていただきたいんですが、4条の第1項、第2項の訂正案でございますが、第1項には、「議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し」というふうに、「議決機関」となっておるんですが、第2項は、「議会は、市民を代表する議事機関」というふうになっておりまして、これをどちらかに統一させていただきたいと思います。ちょっと気がつきませんで、済みません。

【竹井委員長】 4条については、ちょっと議論については一遍とめさせていただきます。交通整理してもらわないとわかりづらいということでございましたので、きょうについては内容だけ提案ということにさせていただきます。

ちょっと先に進ませていただいて、6条、これは特段、理事懇のペンディングはなしということで今回提案をさせていただきます。

暫時休憩。

( 休 憩 )

【竹井委員長】 休憩を解かせていただきます。

運営法の中でちょっと私のほうも甘い点があって、今、副委員長と相談させていただいて、今回、初めての提案が非常に多いものですから、とりあえず内容提案は今回させていただきます。それで、また改めて一遍議員のほうで持ち帰っていただいて、内容について一度各検討していただいた上でもう一度来月やらせてもらおうと思います。そのかわり、もうちょっと説明のほうもあと何点か入れさせていただいて、一気に1月のところで議論についてはお願いをしようというふうに考えておりますが、そういう進め方でよろしゅうございますか。ちょっと提案が一遍に出し過ぎてわかりづらくなっておりますので。それと、さっき言われました交通整理の問題も資料として改めて提出をさせていただきますので、その辺を含めてお願いをしたいというふうに思います。ですから、6条については、今のところ事務局サイドからはこの原案で行きたいということです。

それから、8条については、「市民」という部分を外そうかということです。市民だけの専門性となるとなかなかこれは範囲が狭いということで、ここについては、「各分野から専門的知識を取り入れる」ということですので、ここには当然市民も入ってくるという考え方です。

それから、9条につきましても、同じく「市民」という部分を余り限定はせずに、専門的知見というもので整理をしようということでございます。そして、ここについては、4条の3項を削除し、9条一本にするということでございます。

公聴広報については、先ほど御議論いただきましたので、あと、協議間の取り扱いを少し残しながら、これで一応原案にさせていただきたいというふうに思います。

それから、15条、第5章、これまで提出した内容では議員間討議というものでございましたが、これを「自由討議」という名称に変え、「議員相互間の自由討議」という言葉をここは入れさせていただきました。これは、4条のところに「議員間の討議」という言葉にして、自由討議の保障というものをこちらでもう一遍行うという二段構えの考え方にしております。そうしないと、「議会運営の自由討議」と入れてしまいますと、こちに改めてうたう必要があるのかというふうになりますが、あくまでも議員の自由討議はここで一たん保障しようということで、4条と少し整理をしたもので15条に「自由討議」という名前を入れさせていただきました。

前田耕一委員。

【前田（耕）委員】 15条の自由討議の保障の中身で、もう一つ何か要るのと違うかなという感じがするんですよ。というのは、「積極的に議員相互間の自由討議に努めるも

のとする」となっているんですけども、イメージがわいてこないんですよ。本会議とか常任委員会で自由討議の場というのは、基本的には現状ではないですよ。これはどこでするのかというのは。例えば、伊賀市とか流山市という、極端な話、市長等に対する本会議の出席要請を必要最小限にとどめるとか、本会議に市長は出やんでもいいとかというように書き方がしてあるんですよ。委員会なんかも当然そうですよね。これとか、その下の欄を見ている、本会議とか委員会の中で議員間の自由討議というような表現の仕方をしてあるんですけども、この亀山でもそれをイメージするのか、別個にそういうような場所を設けて自由討議を進めるのか、そのところは何か要るんじゃないかなという感じがしますね。このままであれば、場所を議会事務局に設けるのか。ちょっとイメージがわいてこないんですよ。その辺、どうかなという感じがしないでもないです。

【竹井委員長】 この前の理事懇でもそんな議論があったんですけど、結局、栗山町の2を見ていただくと、これですよ。本会議、常任委員会、特別委員会について議論を出す際に議員間の自由討議によって出しなさいと。今の常任委員会は、それぞれが行政に質問だけして、最後に討論はございますか、賛成、反対、討論だけをして終わると。その前にワンクッション置いて、議員同士で討論する場面が全くないと。ですから、賛成、反対の議論だけを行政に向かってやっているだけですので、議決する前に一度自由に討議する場を保障したらどうかと。本会議でも同じことを言っているわけですね。ですから、今でも本会議でもただ委員長質問があり、賛成、反対、討論だけで終わってしまうと。そこにもうちょっと議員同士の討論の場、どういう討論によってそれぞれが物を考えているのか。そこが今まで我々には何もなかったの、今の基本条例はそこを保障し始めたという理解はして、そういう議論に前回もなりました。

ですから、今からどうやるかが非常に運営上大変。それはここでやる議論ではなくて、また議運の中の議論になってくるのではないかと。もう一回議運のほうへまたこれもお願いをして、そういう保障する場を。これが決まれば、条例が通れば、並行してそういう場面を一遍つくっていただくようなことなのかなと。具体的なイメージはちょっとないですけど。そうすると、理事者なしでここで議論する場面も出てくるかもしれません。必要な案件に関してはみんな一遍議論して結論を持って。それで、最後に賛成、反対がきちんと決まってくると。今は理事者としか議論をしていないということですよ。議員同士の議論がないと。だから、議案だけです。議案についての議員同士の討論が全く見えてこないというところだと思います。

それから、栗山町のこの内容は比較的……。

前田委員。

【前田（耕）委員】　　ということは、具体的にここへ設けて、委員会と本会議の場において、そういう討議の場を設けるということはある程度義務づけるのか、それとも、議長なり委員長の裁量に任せるか、いずれかの方法があると思うんですけども、このところはもうあえて明記しないということ。ということは、もう議長なり、例えば委員会であれば委員長にそのようなところは、自由討議の場を設けるかどうかはもう裁量に任せて、ある委員長によってはそういう時間を設けない。積極的にと書いてありますけれども、ある委員長によってはその時間を重点的にとってやるか、それはあくまでも裁量に任せるということイメージしているんですけど。

【竹井委員長】　　それでもルールは決めていくんじゃないですか。決めないと。

【前田（耕）委員】　　決めないということですね。

【竹井委員長】　　決める。決めていかないと。条例が生きていくわけ。条例がまず頭にありますので。会議規則ですから、会議条例じゃないから。そこに規則も変えていくのかどうか。これは私どもじゃなくて議長さんとの調整になっていきます。保障してくれということであれば、担保をとれということであれば、何らかの保障をとる作業に入っていかなければならない。

【前田（耕）委員】　　その辺のところを明記する必要もないかなというような。

【竹井委員長】　　でも、ここで明記されます。条例上で明記されますので。討論をしなければならぬというふうに条例にうたっているから、これ以上にまさるものはありませんわね。もうこれが最高の取り決めですので。ですから、議論の結論を出す場合は、議員相互からの自由討議により議論を尽くして合意形成に努めなさいと書いてあるわけですので、これが最高のルールですよ。

【前田（耕）委員】　　それ以上あえてうたう必要もないと。

【竹井委員長】　　あとは委員長の采配によって、やらない、やるはあるかもしれませんがね。こんな軽微なものはやらないと。これは重要だからやると。それはそのときの委員会の運営になると思います。基本的にはやるという方向性がこれで担保してしまうわけですね、条例上で。だから、委員会運営自体も変わってくるという。本会議も当然変わるでしょうけど。ちょっといろいろこれは影響が出てくるので、ぜひ皆さんの御議論。これは、でも、自由討議の保障は最低やっていかないと、今の事案の中からいくと、そこが一番議

会の弱いところというふうな見られ方だろうというふうに考えておりますけど、こっち側として。

【前田（耕）委員】 わかりました。それじゃ、一応議長なり委員長の裁量で議会を運営していくと。

【竹井委員長】 委員長から余りしゃべって申しわけない。1点あるのは、自由討議の保障という章を起こすのか起こさないのかというのも1つの議論にはなるんだと思う。ただ、起こしておいたほうがいいだろうというのがこの前の理事懇の議論だったと思います。議会運営のところに入れておけばいいのか、やっぱり起こしたほうがより明確になるんじゃないかというのが、この前の理事懇談会の議論だったと思います。これはまた皆さんのほうで、いや、それは1項を起こす必要はないということであれば中へ入れてしまうのか、いや、やっぱり1項を起こしたほうがより明確になって、これはちょっと議論をお願いしたいというふうに思います。これはまさしく私たちの意思の問題ですので。だから、わざと1章起こしてありますよ。第5章ですね。1項起こしてあるという、そこによって担保しているという状況にしてあります。

池田委員。

【池田委員】 確認ですけど、流れとしては、この15条が改正案で通っていったときに、運営方法等は要綱等に、今、前田耕一委員が言われたようなある程度の具体的な例を書き込んでいかれるのかどうか。

【竹井委員長】 これはないやろうな……。

宮村委員。

【宮村委員】 この自由討議がここで議題に挙がっておるということは、すごく僕は前進していると思う、物すごく。今までこんな視点はなかったと思う。それで、一応これはいいことだと思うんですよ。それで、後で別に定めるということで、細かい中身の運営の持っていく方は、時の委員長の場の雰囲気、委員長1人では運営できへんのやから、委員の中での合意形成を図っていくんやから。だから、ここはこの程度の条文で物すごく縛りがあると思う。

【竹井委員長】 森委員。

【森委員】 私も、この自由討議というのは本当にこれが条文でうたわれるということに対しては賛成の立場なんですけど、さっき前田耕一委員が言われたような、ほかの市町を見ている中で、これだけ条文の中にうたわれておるということが現実ですよ。亀山市

は、この条文でよしと、全部含めているということで理解をしていいのか、わざわざほかの市町というのはこうやってうたわれているということにやっぱり意味があるんじゃないのかなと思うんですけど、それがここで議論することはできないのか、私もちょっとよくわからないんですけど、それは議運のテリトリーなのか、ちょっと私もわからないんですけど、そこをちょっと説明いただきたいと思うんですけど。

【竹井委員長】 服部副委員長。

【服部副委員長】 1つは、前田耕一委員が言われた問題は、市民にわかりやすさという問題が僕はあると思うんですわ。というのは、議会の仕組みというのは市民にはわからんのですわ。だから、どこの場面で自由討議するのやということもやっぱりうたわれないと市民にはわかりづらい。だから、森さん言われたように、わざわざよその市がそこまで書いてあるというのは、この場面、この場面、この場面では自由討議というのがあり得ますよということをあえて具体的に書いているんだと思うんですわ。でないと、今の原案でいくとそのことがわからんもので、それだったらどこの場でするのやということがわかりづらいということがあって、よその市はしているんじゃないかなと私は理解をしている。やっぱりそのほうがいいというふうにも思うんです。

あと、委員会とかそういうところでやるかやらないかという問題は、例えば、賛否が本当に極端にぼーんと分かれたようなものについては、やっぱり自由討議を取り入れなきゃならないだろうけれども、特に議案なんかで異論が出ていないような、そういうような審議内容のときにあえて自由討議をする必要はないので、そこら辺はもう本当に、それこそ意見がぼーんと分かれたような、そういう状況になったときに委員長の判断で自由討議をやるということであらういいので、ここへうたったから必ず委員会は毎議会、自由討議をしなきゃならんというようなものでは私はないと。要するに、合意形成に努めるということやから、ある意味意見の分かれたところについて合意形成に努めなあかんのやから、ある意味全会一致でいくような問題についてまで自由討議する必要はないんやろうというふう思うので、そこは委員会それぞれの、長の判断でやっていく問題かなと私は思います。

【竹井委員長】 宮村委員。

【宮村委員】 余り言わんでおこうと思ったんですけど、まさに時の、その場の委員会が緊張感があって、どちらがという大きな決断をしなければならない雰囲気的时候にこの自由討議という、伝家の宝刀とはいいいませんが、これは委員長が高度な判断をして

開くべき自由討議であって、自由討議はしょっちゅうやるものじゃないと僕は思う。

それで、栗山町というのは、これは全国的に栗山町は突出して、市政、市議会の背景が全く違うのね。これは言わんでおこうと思ったからそれ以上は言いませんけれども、だから、そこはちょっと言いにくいけれども、議員たるものはボランティアでそんな精神に基づいた議員の育ちで来ておるから、栗山町、いい意味での参考は必要やけど、当市には全くそぐわない部分の条例もありますもんで、そういう点で、自由討議は時と場合、緊張感。例えば11対10で1票でどうなるんやと、これは大変なことですわね、どちらになるか。そういうときがぜひとも自由討議の場はまたしなければならぬ、そんな背景に僕はなるであらうと思っています。

以上です。

【竹井委員長】 今いろいろ御意見をいただいている間にちょっと見ていたんですけど、4条でいう7番、新しい4条の7に、議員相互間の討議を中心に運営しなさいと入れてあるんですけど、これはよそのところには入れていないんですね。亀山の場合は、ここに1本討議が入れてあるもんで、多分この15条は簡単に書いてあると。だから、4条のところを抑えてある。たまたま亀山の場合は、議会運営の原則にきっちり相互間で討議を中心に運営しなさいと入れてあるんです、ここは。よそを見たんですけど、全く入れていないんです。それで、自由討議にきっちり本会議だ常任委員会だと入れてあるんですよ。だから、亀山のやつは、どっちかという、上でぼーんと抑えてしまっていると。だから、本当は5章がなくてもいいぐらいの部分にはなっているんですね。ここはまた御議論いただいて、例えば7を外して新しい15条できっちり入れようというのか、もう7できっちりうたってあるので、じゃ、15条はこの程度でいいんじゃないとか、二重に抑える必要はないような気がします。たしかきっちり7で抑えてあるんですね。前は自由討議と書いてあったんです。あえて自由を取ったんです。それで、5章のところでは自由討議の保障というものを新たに担保しようというのが今回の提案の考え方なんです。理事懇の中の議論ではそういうことになっている。

もう一度これは皆さんの御意見をいただいて、もう7を削って、もっとこの15条で厚みを持たせようというのであればそっちに入れてもいいですし、削るわけにはいかないもんで、やっぱりこれは章として起こしておいたほうがインパクトがありますので。全くないところで保障しておるんだということになるので、これはちょっと残したいなと私としては思いますけど、これはまた皆さんのほうの御意見をちょうだいして。

小坂委員。

【小坂委員】 その辺はいろいろ検討の中身は変わると思うんです。ただ、私が思うのは、議員間討議のほうを自由討議にするだけで。この目次を見ておると、ここで自由討議というよりはやっぱり議員間討議のほうが目次としてはええのかなと。何で自由討議になったのか。自由討議の保障ということは起こしておるので、すべてが議会や政務調査費、ここだけ自由討議と。一般の人が見たら、自由討議とは何やろうと。議員間討議が原則であれば、議員間討議のほうがここではびしゃっとくると思うので。例えば、議員間討議というのをある程度、今であれば、入札制度とかいろんなものが出てくる。それから、医療改革が出てくると。ああいうものがやっぱり議員間討議でそれぞれの意見をもっと討議するという場を設けるのは、委員会に所属するところで討議はするけど、委員会に所属しない者は討議も意見も言えんという、そういう者がやっぱりこの自由討論ということで、議提を出す場合は当然やらんならんのやけど、執行部が今の医療改革プロジェクトやとか、それから入札制度やとかというものはそれぞれ委員会にゆだねられているけど、ほかの者は意見が言えん。いい悪いは別としても、やっぱり意見を言うんだったら、これはやっぱり議員間同士でいろんな意見を出し合って意見を言えるということ、そこで、委員会のほうでそういう意見をまた反映してもらおうという形で、やっぱりこういう制度は私は必要だと思う。やっぱり議員間同士、お互い考え方も違うと思うので、そこで自由ということ、私は名称をとりあえず、議員間討議というのが目次からいったらわかりやすいし、中身については議提とか、多寡に委員会に所属しておるけど、市民全体に及ぼす影響のある、そういう議論の場というのは議員間同士でやるというので、私は、この条文は起こすべきであるし、ちょっと名称だけは、私は、議員間討議がいいかなという気はしますし、中身はそんな方向が一番好ましいのであって、今の亀山市においては、特にそういうものが、議員間でもっと大いに議論すべきだなというふうに思います。

【竹井委員長】 議員間討議を自由討議に一応変えてあります。よそが自由討議になったので、そっちのほうが高インパクトが高いかなということで変えてある。これもまた別に御議論いただければ。県のほうはたしか議員間討議になっていますので、これは特にこだわるものではありません。ただ、自由討議の保障をどこできっちりやるか。その後には1章起こしてありますということで、自由にやりますよという。それはまた御議論いただいて、もともとが議員間討議になっているやつをあえてわざとここは自由にしてありますので、またこれも御議論いただければ。何も自由に変えることはやぶさかではありません

るので。

じゃ、一応今の自由討議に絡みながら、4条のほうも若干絡んできたという議論になってきましたので、一度また。きょうの提案でなかなかわかりにくいところがいっぱいありますので。名称の問題も今出ました。それから、自由討議の保障のところにも範囲を入れるのかどうかという問題ですね。もうちょっと明確にしておいたほうがいいのかどうかという問題。そうすると、上のところも少し7のところも変えなあきませんので、文章表現自体を。そういうところを中心に、もう一度今回の変化点等の考え方も含めて、皆さんのお手元へ資料を提出させていただきますので、1月の段階でもう一度、大分議論が煮詰まってきましたけど、やらせていただきたいというふうに思います。

一たん、今回提案しております4条と6条、8条、それから9、それと15条、一番議論をいただきました15条、これについてはもう一度整理をする意味合いも含めて、1月でやらせていただきたいと思います。

あと、1月で追加議論を考えておりますのが、4章の議会と市長の関係というところも1点入ってまいります。特にこれは市長との関係でありますので、少し事前整理も必要というふうに考えておりますので、事務局同士で若干整理しながら、あと、議決権の範囲というのも少し出てまいりますので、そこら辺も他市の状況を調査しながら、どういうところまでが今議会の議決を持っているんだと、その辺の資料も今から調査をさせようというふうに考えております。それも次回出させていただこうと。特に反問権の問題も絡んでまいりますので、ぜひまた皆さんのほうのお考えもちょうだいはおきたいなど。一番問題なのは、反問権という問題ですね。そこら辺を1月には少し内部調整をしながらやらせていただこうと考えておりますので、ぜひまた事前に少し読み込みをしていただければありがたいと思います。そこまでいきますとほとんど、残りは政務調査と議会改革の関係だけになってまいりますので、大分形が見えてまいりますので、少し読み込みのほうをまたお願いいたしたいというふうに思います。

ちょっときょうは準備不足の点もありまして、皆さんのほうに議論ができる環境を整えられなかったのはまことに申しわけございませんでした。ちょっとばたばたとしておりまして、1月に向けて、きょう言われました内容について少し整理をして、早急にお手元にも届くようにさせていただきます。

ちょっと早いですけど、事項書に関するものについては、一たんこれで終わらせていただきますしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】　それで、あと1点、次回の開催でございますが、ちょうど一月後というイメージで、今のところ私のほうの日程も若干絡んでいまして、1月26、27、28、ここら辺で1日ちょうだいできればというふうに考えておりますので、皆さんのほうの御予定もまたこれから入ろうかと思いますが、調整方お願いをいたしたいと。その前に理事懇談会、この前、ちょっと調整をしていなかったものですから、できれば22日ぐらいに理事懇談会をやらせていただきたいと考えておりますので、理事の方も日程調整をまた御報告をお願いしたいというふうに思います。

日程についてはよろしゅうございますか。ちょうど一月後の26、27、28ぐらいで。

用意しておりました内容が少し準備不足もありまして、なかなか議論が進まなくて申しわけなかったですが、大分課題もいただきましたので、少し事務局でも整理をして、次回きっちり議論できるようにまた整理をさせていただきますので、ちょっと早い時間になりましたけれども、平成21年の最後のあり方委員会をこれで閉じさせていただきます。本当にこの1年間も大変御協力ありがとうございました。来年もよろしく。

— 了 —